

2022年度（2023年3月31日現在）貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金	145,259	保険契約準備金	2,314,221
現預金	0	支払準備金	30,334
預貯金	145,258	責任準備金	2,282,877
買入金銭債権	9,135	契約者配当準備金	1,009
有価証券	2,243,528	代理店借入	3,676
国地社株外その他	924,667 64,221 362,284 129 721,903 170,322	再保険借入	123,290
その他	17,356 69 347 6,029 186 2,883 7,227 387 226	その他の負債	
貸付	18,948	未払法人税等	
保険約款貸付	7,599	未払法務費	
一般貸付	11,349	未預り保証金	
有形固定資産	43,750	預り保証金	
土地建物	27,280 15,657 813	金融派生商品	
その他の有形固定資産		金融商品等受入担保金	
無形固定資産	12,588	仮受	
ソフトウェア	11,152	退職給付引当金	698
その他の無形固定資産	1,436	価格変動準備金	6,959
代理店貸	59	負債の部合計	2,466,201
再保険貸	20,964	(純資産の部)	
その他の資産	52,428	資本金	59,000
未前払収費用	35,486	資本準備金	45,204
未収取益	3,552	利益剰余金	△ 5,114
預託金	7,206	その他利益剰余金	△ 5,114
その他の資産	2,893 292 2,996	繰越利益剰余金	△ 5,114
繰延税金資産	10,976	株主資本合計	99,090
貸倒引当金	△ 1,950	その他有価証券評価差額金	△ 9,569
		繰延ヘッジ損益	△ 34
		評価・換算差額等合計	△ 9,603
資産の部合計	2,555,688	純資産の部合計	89,487
		負債及び純資産の部合計	2,555,688

## 貸借対照表の注記

1. 有価証券（買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式（保険業法第2条第12項に規定する子会社及び保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものが発行する株式をいう）については原価法、その他有価証券については3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法、取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む）については移動平均法による償却原価法（定額法）、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法）によっております。また、組合等への出資金については、組合等の直近の財務諸表等に基づいて、組合等の財産の持分相当額を純額で計上しております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. 個人保険・個人年金に設定した小区分（保険種類・資産運用方針等により設定）に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。
3. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
4. 有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。  
賃貸用有形固定資産  
定額法を採用しております。  
営業用有形固定資産  
定率法（ただし、建物（2016年3月31日以前に取得した建物付属設備、構築物を除く）については定額法）を採用しております。  
なお、有形固定資産のうち取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却を行っております。
5. 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場により円換算しております。
6. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。  
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乘じた額を計上しております。  
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
7. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。  
退職給付債務並びに退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。  

退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
数理計算上の差異の処理年数	各発生年度の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年～19年）
過去勤務費用の処理年数	各発生年度の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年～19年）
8. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。
9. ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に従い、一部の外貨建債券に対する為替変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジ、金利変動リスクのヘッジとして金利スワップ取引による時価ヘッジを行っております。また、将来受渡予定の債券に対する金利変動リスクのヘッジとして債券先渡取引による繰延ヘッジを行っております。  
なお、ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一である場合には、ヘッジに高い有効性があると想定することができるため、ヘッジの有効性の判定を省略しております。
10. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。
11. 期末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるため、保険業法第116条第1項に基づき算出方法書（保険業法第4条第2項第4号）に記載された方法に従って計算し、責任準備金を積み立てております。  
責任準備金のうち保険料積立金については、次的方式により計算しております。
  - (1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）
  - (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式。ただし、特別勘定を設けた保険契約に係る保険料積立金については、保険業法施行規則第69条第4項第3号に定める方式。

なお、責任準備金については保険業法第121条第1項及び保険業法施行規則第80条に基づき、毎決算期において保険計理人が適正に積み立てられていることを確認しております。  
責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第3号に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。

12. 既発生未報告支払備金（まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等をいう。以下同じ。）については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合（以下「みなし入院」という。）の入院給付金等の支払対象を当事業年度中に変更したことにより、平成10年大蔵省告示第234号（以下「IBNR告示」という。）第1条第1項本則に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR告示第1条第1項ただし書の規定に基づき、以下の方法により算出した額を計上しております。（計算方法の概要）

IBNR告示第1条第1項本則に掲げる全ての事業年度の既発生未報告支払備金積立所要額及び保険金等の支払額から、重症化リスクの高い方（以下「4類型」）以外のみなし入院に係る額を除外した上で、IBNR告示第1条第1項本則と同様の方法により算出しております。また、診断日が2022年9月25日以前の4類型以外のみなし入院に係る額を推計するために用いた4類型のみなし入院に係る額は、診断日が2022年9月26日以降の4類型に係る累計支払金額と4類型の1つである65歳以上の方のみなし入院に係る累計支払金額の比率に診断日が2022年9月25日以前である65歳以上の方のみなし入院に係る額を乗じて推計しております。

13. 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っています。

14. 当社は、当事業年度より、オリックス株式会社を通算親会社として連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び法人地方税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従っております。

15. 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。この適用に伴い、貸借対照表の注記第18項において時価算定会計基準適用指針第24-3項又は第24-9項を適用した投資信託に関する事項の注記を行っております。

16. 主な金融商品の状況に関する事項は次のとおりであります。

保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、生命保険の販売（契約獲得）により固定金利（予定期率）で資金調達されている負債特性を十分に考慮し、金利変動による不利な影響が生じないように、当社では、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。

この方針に基づき、具体的には、公社債等の利付資産をポートフォリオの核とし、また、一部を不動産やオルタナティブ商品に分散投資しております。

デリバティブ取引については、主として一部の外貨建資産の為替変動リスクを回避する目的で為替予約取引、金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引、債券先渡取引を行っており、ヘッジ会計を適用しております。また、外貨建負債の為替変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っており、ヘッジ会計は適用しておりません。

ヘッジ会計の手法については、為替予約取引をヘッジ手段、一部の外貨建債券をヘッジ対象とした時価ヘッジ、金利スワップ取引をヘッジ手段、一部の外貨建債券をヘッジ対象とした時価ヘッジを行っております。また債券先渡取引をヘッジ手段、将来受渡予定の債券をヘッジ対象とした繰延ヘッジを行っております。ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一である場合には、ヘッジに高い有効性があると想定することができます。

なお、主な金融商品として、有価証券及びデリバティブ取引は市場リスク及び信用リスクに晒されております。

市場リスクの管理にあたっては、リスク管理方針及び資産運用リスク管理規則に従い、定期的に時価及び時価変動額を把握し、許容されるリスクの範囲内で適切な資産配分が行われていること等をモニタリングし、取締役会及び経営会議に報告しております。

信用リスクの管理にあたっては、リスク管理方針及び資産運用リスク管理規則に従い、発行体及び与信先の財務状況や与信金額が特定の企業、業種に集中していないこと等をモニタリングし、取締役会及び経営会議に報告しております。

17. 主な金融資産及び金融負債にかかる貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現預金及び未収金については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
買入金銭債権	9,135	9,135	-
その他有価証券	9,135	9,135	-
有価証券	2,213,959	1,989,727	△ 224,231
売買目的有価証券	151,445	151,445	-
満期保有目的の債券	114,000	129,677	15,676
責任準備金対応債券	1,259,763	1,019,854	△ 239,908
その他有価証券（※1）	688,750	688,750	-
貸付金	18,948		
保険約款貸付	7,599		
一般貸付	11,349		
△貸倒引当金（※2）	△ 1,850		
	17,098	17,098	-
金融派生商品（※3）	△ 7,227	△ 7,227	-
ヘッジ会計が適用されていないもの	△ 8	△ 8	-
ヘッジ会計が適用されているもの	△ 7,218	△ 7,218	-

(※1) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-3項又は第24-9項の取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(※2) 貸倒引当金を計上したものについては、当該引当金を控除しています。

(※3) 金融派生商品によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△を付しております。

(注) 市場価格のない株式等及び組合出資金等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、表中の有価証券には含めておりません。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
市場価格のない株式等（※1）	129
組合出資金等（※2）	29,439

(※1) 市場価格のない株式等には非上場株式が含まれ、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 組合出資金等は、匿名組合、投資事業組合等が含まれます。これらは「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第24-16項に従い、時価開示の対象とはしておりません。

18. 主な金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項は、次のとおりであります。

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価：測定日現在において入手できる同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
- レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	-	-	9,135	9,135
その他有価証券	-	-	9,135	9,135
有価証券	22,120	662,151	91,244	775,516
売買目的有価証券	22,120	129,324	-	151,445
外国証券	1,355	-	-	1,355
その他の証券	20,765	129,324	-	150,090
その他有価証券	-	532,827	91,244	624,071
国債	-	60,502	-	60,502
地方債	-	16,525	-	16,525
社債	-	160,630	70	160,700
外国証券	-	295,168	91,174	386,342
デリバティブ取引（※）	-	△ 7,227	-	△ 7,227
通貨関連	-	△ 8,595	-	△ 8,595
金利関連	-	1,416	-	1,416
債券関連	-	△ 47	-	△ 47

（※）金融派生商品によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△を付しております。

(注) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第24-3項又は第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は、上記表には含めておりません。第24-3項の取扱いを適用した投資信託の貸借対照表計上額は45,110百万円、第24-9項の取扱いを適用した投資信託の貸借対照表計上額は19,569百万円であります。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
貸付金	-	-	17,098	17,098
保険約款貸付	-	-	7,599	7,599
一般貸付	-	-	9,499	9,499
有価証券	-	1,128,179	21,352	1,149,531
満期保有目的の債券	-	108,324	21,352	129,677
国債	-	108,324	-	108,324
外国証券	-	-	21,352	21,352
責任準備金対応債券	-	1,019,854	-	1,019,854
国債	-	650,561	-	650,561
地方債	-	40,744	-	40,744
社債	-	166,339	-	166,339
外国証券	-	162,209	-	162,209

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券(預貯金・買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取扱うもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む)

有価証券については、活発な市場における(無調整の)相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主にマネー・リザーブ・ファンドがこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に国債、地方債、社債、投資信託、住宅ローン担保証券がこれに含まれます。相場価格が入手できない場合は、第三者の算定する価格を使用しております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、国債利回り、期限前返済率、信用スプレッド、倒産確率、倒産時の損失率等が含まれます。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。主に仕組債、資産担保証券、信託受益権がこれに含まれます。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて割引現在価値法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。また、取引相手の信用リスク及び当社自身の信用リスクに基づく価格調整を行っております。観察できないインプットを用いていないまたはその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、ブレイン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引、債券先渡取引等が含まれます。

貸付金

保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、原則として帳簿価額を時価としております。

一般貸付のうち、変動金利貸付の時価については、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、時価は帳簿価額と近似することから当該帳簿価額によっております。

一方、固定金利貸付の時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。

なお、破綻懸念に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

(注2) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

① 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

当社は時価の算定にあたって、第三者から入手した価格を調整せずに使用しており、当社自身が観察できないインプットを推計していないため、記載を省略しております。

② 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

	買入金銭債権 その他有価証券	有価証券		合計	
		その他有価証券			
		社債	外国証券		
期首残高	-	200	34,595	34,796	
当期の損益 またはその他有価証券評価差額金	△ 181	0	2,015	1,833	
損益に計上(※1)	-	-	3,371	3,371	
評価・換算差額等に計上(※2)	△ 181	0	△ 1,355	△ 1,537	
購入、売却、発行および決済	△ 843	△ 129	54,562	53,589	
レベル3の時価への振替	10,160	-	-	10,160	
レベル3の時価からの振替	-	-	-	-	
期末残高	9,135	70	91,174	100,380	

(※1) 損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれております。

(※2) 貸借対照表の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

③ 時価の評価プロセスの説明

当社は資産管理部門にて時価の算定及び時価のレベルの分類に関する方針および手続を定め、インプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性の検証をおこなっております。

時価の算定にあたっては、第三者から入手した価格につき、利用されている評価技法及びインプットの確認や他ベンダーの提供時価との比較等の適切な方法により、価格の妥当性を検証しております。

④ 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

当社は時価の算定にあたって、第三者から入手した価格を調整せずに使用しており、当社自身が観察できないインプットを推計していないため、記載を省略しております。

(注3) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第24-3項又は第24-9項を適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

	有価証券		合計	
	その他有価証券			
	外国証券	その他の証券		
当期首より適用指針を適用することとした額	25,579	14,054	39,633	
当期の損益 またはその他有価証券評価差額金	3,612	837	4,450	
損益に計上(※1)	-	-	-	
評価・換算差額等に計上(※2)	3,612	837	4,450	
購入、売却、発行および決済	20,603	△ 8	20,594	
期末残高	49,795	14,883	64,679	

(※1) 損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれております。

(※2) 貸借対照表の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(注4) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第24-3項を適用した投資信託の当事業年度における解約等に関する制限ごとの内訳

(単位:百万円)	
解約又は買戻請求に関する制限の内容ごとの内訳	貸借対照表計上額
基準価額での解約又は買戻請求不可、かつ第三者への譲渡制限付き	45,110

19. 当社では、東京都その他の地域において賃貸用のオフィスビル（土地を含む）を有しております、当期末における当該賃貸等不動産の貸借対照表価額は40,221百万円、時価は60,288百万円であります。  
なお、時価の算定にあたっては、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額によっております。

20. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、66,783百万円であります。

21. 債権のうち、危険債権額は1,850百万円であります。破産更生債権及びこれらに準ずる債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権はありません。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権であります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権に該当しないものであります。

貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権に該当しないものであります。

22. 有形固定資産の減価償却累計額は12,643百万円であります。

23. 保険業法第118条第1項に規定する特別勘定資産の額は157,575百万円であります。なお、負債の額も同額であります。

24. 関係会社に対する金銭債権の総額は10,948百万円、金銭債務の総額は92百万円であります。

25. 繰延税金資産の総額は20,392百万円、繰延税金負債の総額は5,347百万円であります。

繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、4,068百万円であります。

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金8,556百万円、その他有価証券評価差額金3,721百万円、価格変動準備金1,948百万円、外国債券為替差損益923百万円、賞与引当金623百万円、最低保証に係る共同保険式再保険契約に関する再保険貸569百万円、貸倒引当金546百万円であります。

繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、外貨建責任準備金対応債券為替差損益5,299百万円であります。

26. 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

当期首現在高	844 百万円
当期契約者配当金支払額	748 百万円
契約者配当準備金繰入額	913 百万円
当期末現在高	1,009 百万円

27. 関係会社の株式は123百万円であります。

28. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額は2,529百万円であり、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は335,481百万円であります。

29. すべての変額個人年金保険及び変額終身保険について、最低保証リスクを対象とする共同保険式再保険契約を締結しており、当該再保険契約に付された最低保証に係る責任準備金は法令等に基づき不積立としております。また、一部の医療保険について、保険リスクを対象とする資産留保型共同保険式再保険契約を締結しており、当該再保険契約に付された契約に係る責任準備金は法令等に基づき不積立としております。

30. 1株当たりの純資産額は43,440円32銭であります。

31. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付年金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

(2) 確定給付制度

① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	6,386 百万円
勤務費用	609 百万円
利息費用	44 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	△ 461 百万円
退職給付の支払額	△ 226 百万円
期末における退職給付債務	6,352 百万円

② 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	5,311 百万円
期待運用収益	100 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	△ 225 百万円
事業主からの拠出額	548 百万円
退職給付の支払額	△ 226 百万円
期末における年金資産	5,509 百万円

③ 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	6,352 百万円
年金資産	5,509 百万円
未認識数理計算上の差異	843 百万円
未認識過去勤務費用	166 百万円
退職給付引当金	△ 310 百万円
	698 百万円

④ 退職給付に関する損益

勤務費用	609 百万円
利息費用	44 百万円
期待運用収益	△ 100 百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	26 百万円
過去勤務費用の当期の費用処理額	25 百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	605 百万円

⑤ 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	38 %
生命保険一般勘定	24 %
株式	18 %
その他	20 %
合計	100 %

⑥ 長期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率については、年金資産のポートフォリオの内容及びこれらのポートフォリオから生じる長期待運用収益率に基づいて毎期決定しております。長期待運用収益率は、従業員が勤務の結果として生じる給付を受けるまでの期間に、実際に資産から生じる長期の収益率に近似するよう設定されます。その設定にあたっては、年金資産のポートフォリオから生じた過去の実際の収益や様々な資産から生じる個々の独立した予定利率を含む、多くの要素を用いています。

⑦ 数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎は、次のとおりであります。

割引率	1.2 %
長期待運用収益率	1.9 %

(3) 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、293百万円であります。

32. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2022年度

2022年4月 1日から  
2023年3月31日まで

## 損益計算書

(単位:百万円)

科 目		金額
<b>経 常 収 益</b>		<b>518,925</b>
保 险 料 等 収 入		453,265
保 保 险 料 入		431,006
再 保 险 収 入		22,259
資 产 運 用 収 益		62,801
利 息 及 び 配 当 金 等 収 入		36,145
預 貯 金 利 息		0
有 価 証 券 利 息		31,932
貸 付 金 利 息		307
不 动 产 贷 貸 利 息		3,710
そ の 他 利 息 配 当 金		194
有 価 証 券 売 却 利 益		7,330
そ の 他 運 用 収 益		19,325
そ の 他 経 常 収 益		2,858
年 金 特 約 取 扱 受 入		2,648
保 险 金 据 置 受 入		97
支 払 金 戻 入		4
そ の 他 の 経 常 収 益		108
<b>経 常 費 用</b>		<b>528,358</b>
保 险 金 等 支 払 金		287,363
保 年 金 金		38,939
給 付 金 金		48,086
解 約 金 金		85,369
そ の 他 金 金		39,799
再 保 险 金 金		34,873
責 任 準 備 金 等 繰 入 額		40,295
責 任 準 備 金 繰 入 額		130,726
資 产 運 用 費 用		130,726
支 払 利 息		14,138
有 価 証 券 売 却 利 息		124
金 融 派 生 商 品 費 用		8,056
貸 倒 引 当 金 繰 入 額		1,228
賃 貸 用 不 動 産 等 減 価 償 費 用		50
そ の 他 運 用 費 用		859
特 別 勘 定 資 产 運 用		1,508
事 業 費 用		2,311
そ の 他 経 常 費 用		82,280
保 险 金 据 置 支 払 金		13,850
税 減 価 償 却 費 用		59
退 職 給 付 引 当 金 繰 入 額		7,861
そ の 他 の 経 常 費 用		5,870
経 常 損 失		56
そ の 他 の 経 常 費 用		1
特 別 損 失		9,433
固 定 資 产 等 处 分 損		1,188
価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額		128
契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額		1,060
税 引 前 当 期 純 損 失		913
法 人 税 及 び 住 民 税 額		11,534
法 人 税 等 調 整 額		△ 5,068
法 人 税 等 合 計 額		2,478
当 期 純 損 失		△ 2,590
		8,944

## 損益計算書の注記

1. 保険料については、原則として、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。  
なお、収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第2号に基づき、責任準備金に積み立てております。
2. 元受保険契約に係る保険金等として支払った金額のうち、再保険協約書に基づいて再保険会社から受け取ることができる金額を、元受保険契約に係る保険金等の支払時点において再保険収入として計上しております。  
また、元受保険契約に係る保険料収入として受け取った金額のうち、再保険協約書に基づいて再保険会社に支払う義務がある金額を、元受保険契約に係る保険料収入を受け取った時点において再保険料として計上しております。  
なお、保険業法施行規則第71条第1項及び同規則第73条第3項に規定する再保険に付した部分に相当する責任準備金及び支払備金については積み立ておりません。
3. 保険金等支払金（再保険料を除く）については、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。  
なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第72条に基づき、期末時点において支払義務が発生しているもの、または、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生しているものと認められるもののうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。
4. 関係会社との取引による収益の総額は1,212百万円、費用の総額は1,917百万円であります。
5. 有価証券売却益の内訳は、国債等債券1,404百万円、外国証券5,926百万円であります。
6. 有価証券売却損の内訳は、国債等債券1,706百万円、外国証券6,349百万円であります。
7. 支払備金戻入額の計算上、足し上げられた出再支払備金繰入額の金額は477百万円、責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は20,083百万円であります。
8. 1株当たりの当期純損失は、4,341円99銭であります。
9. 金融派生商品費用には、評価益が10,040百万円含まれております。
10. 関連当事者との取引は次のとおりであります。

属性	会社等の名称	議決権の数の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	オリックス・リインシュアランス・リミテッド	-	最低保証に係る共同保険式再保険契約（注1）	再保険収入	266	再保険貸（注2）	13,430
				再保険料（注3）	4,142	再保険借	67

### 関連当事者との関係

関連当事者との役員の兼務等の関係はありません。

### 取引条件等

（注1）再保険取引については、一般の取引条件と同様に設定しております。

（注2）再保険契約に関して、一時払いの再保険料のうち前払再保険料に相当する部分を再保険貸に計上しております。

（注3）前払再保険料のうち当期に費用として処理した3,215百万円を含んでおります。

11. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。